

議案第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第1条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号
中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項
第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第
19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項
中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第
2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」
に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改
め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)
中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第
1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中

「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附則第4条（見出しを含む。）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

（宝塚市立保育所設置条例の一部改正）

第3条 宝塚市立保育所設置条例（昭和30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部改正）

第5条 宝塚市立子ども発達支援センター条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第8条第1項第1号及び同条第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第5項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部改正）

第6条 宝塚市立身体障害者支援センター条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第7条第1項第1号中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加える。

別表障害福祉サービス事業の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教

子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教

育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適

育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適

切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条_____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた支援法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「現に利用している同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・

保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、設備等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、設備等基準条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ

の節において同じ。)とあるのは「支援法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1

の節において同じ。)とあるのは「支援法第19条第1号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る支援法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1

項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる支援法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「支援法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。</p> <p>(1) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 別表第1に定める額</p> <p>(2) 支援法第19条第1項第2号に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び同項第3号に該当する者 別表第2に定める額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 当分の間、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。</p>	<p>(延長保育料)</p> <p>第7条 教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額(以下「延長保育料」という。)を負担するものとする。</p> <p>(1) 支援法第19条第2号_____に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。) 別表第1に定める額</p> <p>(2) 支援法第19条第2号_____に該当する者(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)及び同条第3号に該当する者 別表第2に定める額</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 当分の間、支援法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。</p>

宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子ども(支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第7条 保育所において保育及び時間外保育を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育・保育給付認定子ども(支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保有する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保有する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子ども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を受けることができる者は、<u>前項各号</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第8条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 子ども発達支援センターにおいて障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>5 子ども発達支援センターにおいて計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子ども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を受けることができる者は、<u>第1項各号</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第8条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 子ども発達支援センターにおいて障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>5 子ども発達支援センターにおいて計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(略)</p>

宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する在宅の身体障害者で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法_____第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する主務省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する在宅の身体障害者で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

事業	利用料金
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準(以下「費用基準」という。)により算定した費用の額と市長が定める同条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)の額との合計額
	

(改正案)

事業	利用料金
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準(以下「費用基準」という。)により算定した費用の額と市長が定める同条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)の額との合計額
	

令和5年（2023年）1月10日

第19回都市経営会議資料

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律 の整備に関する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について （概要）

子ども未来部 保育企画課

1 経緯等

「こども家庭庁」を設置するため「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）と、その施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号。以下「整備法」という。）が本年6月に成立し、来年4月から施行されることとなった。

「整備法」の施行に伴い、関係条例の整理に関する条例を制定する。

2 整備法の施行による例規への影響

① 主務大臣及び主務省令の変更に伴う例規改正

児童福祉法、障害者総合支援法などの法律の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移るため、これらの法律に規定を引用し、「厚生労働大臣が定める基準」などとしている条文について、「内閣総理大臣が定める基準」など、各法の所管に応じて改正が必要となる。

② 学校教育法の改正による例規改正

幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に、2項が新設されるため、条例等で同条を引用する場合、「第25条」を「第25条第1項」と改正が必要となる。

③ 子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う例規改正

子ども・子育て支援法中、（支給要件）第19条第2項「内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める」が削られることに伴い、同法第19条は1項のみの条となり、例規で引用されているものについては、「第19条第1項」を「第19条」とし、「第19条第1項第1号」、「第19条第1項2号」、「第19条第1項3号」を「第19条第1号」、「第19条第2号」、「第19条第3号」に改正する必要がある。

3 関係例規

- (1) 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (①、②、③)
- (2) 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 (③)
- (3) 宝塚市立保育所設置条例 (③)
- (4) 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (①)
- (5) 宝塚市立子ども発達支援センター条例 (①)
- (6) 宝塚市立身体障害者支援センター条例 (①)

4 施行日

令和5年4月1日